

保護者の皆さんへお知らせ

(中札内村通学費等助成事業補助金交付のご案内)

中札内村教育委員会

教育委員会では、お子さんが学校で楽しく勉強出来るよう高校生等の通学費の一部を補助いたします。

令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)において、この補助金交付をご希望される方は、補助金交付申請書(教育委員会または村ホームページにあります)に記入し、その他必要書類を添付のうえ、教育委員会へ提出してください。

認定基準や所得の算定等について、詳細を確認したい方や相談を希望される方は、教育委員会(電話 67-2929)へお問い合わせください。村ホームページに対象世帯となりえるか試算するための仮算定シミュレーションもありますので、ご確認ください。

【補助の対象となる費用】

1. 通学にかかるバス運賃料
2. 下宿代金

【補助金の交付額】

1. 補助の対象となる費用の月額費用の2分の1以内で、月額15,000円を上限とする。
※算出した額に千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

【補助を受けられる方】

1. 中札内村に住所を有していること。
2. 中札内村要保護及び準要保護児童生徒就学援助認定要綱の認定基準に該当する世帯で、高等学校に在学する方

【申請時に添付する書類】

1. 申請世帯全員の源泉徴収票又は確定申告書等、前年分の所得金額がわかる書類の写し
2. 在学証明書
3. 領収書等の写し
 - ①バス定期運賃申請の場合：最初に購入したバス定期券(領収書)の写し
 - ②下宿代申請の場合：下宿賃貸借契約書等の写し

※上記3の①については、最初に購入した金額に基づき月額補助金額を計算します。

※上記3の②については、1ヶ月分の料金がわかるものを提出してください。

【助成金の給付】

領収書を提出後、領収金額による精算払いとなります。

【認定の取消】

1. 認定を受けた方は、先に提出した申請書の記載事項に変更があった場合、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会が定める補助金変動届出書を提出してください。

①他の補助金等の助成を受けたとき

※ただし、他からの補助金において本村の補助金を優先しなければならない規程などがある場合は、助成の対象となります。

②補助金交付の対象に該当しなくなったとき

③認定者が何らかの理由により1ヶ月以上休学したとき

④虚偽その他の不正な手段により補助金交付の認定をうけたとき

※上記1の①から④に該当し認定の取り消しを受けた方について、既に補助金を受け取った場合には、補助金の全額又は一部を返還していただく場合があります。

【その他】

4月分より給付を希望される場合は、4月12日（金）までに申請書の提出をお願いします。

なお、年度途中からの追加認定も受けることができますので、随時、教育委員会へご相談ください。